津波避難施設の占用許可基準

（平成２５年４月１日制定）

１ 趣旨

平成23年３月11日の東日本大震災における津波被害等を受け、地形、土地利用状況等の制約から道路区域内への津波避難施設の設置を検討している地方公共団体等があったことを踏まえ、今般、津波避難施設について占用許可対象物件への追加をしたところである。

津波避難施設を道路区域内に設置するに当たって、その占用の場所や構造によっては、車両の運転者の視界を妨げるなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあることを踏まえ、津波避難施設の占用許可に当たっては、本紙に規定する基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。

２ 占用の場所

津波避難施設の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。

津波避難施設は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。

また、占用許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

(2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。

道路が交通の用に供するものである以上通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に津波避難施設を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

(3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

津波避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとすること。

(4) 原則として交差点等の上空に設けないこと。

道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。

(5) 津波からの避難に適した場所であること。

地域住民や道路通行者などが津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。

３ 構造

津波避難施設の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

(2) 津波避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

(3) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。

(4) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。

(5) 必要に応じて雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を備えるものであること。

(6) 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。

(7) 津波避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。

(8) 津波避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

４ 占用主体

津波避難施設の占用主体については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波避難施設を適確に管理することができると認められる者であること。

(2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。

(3) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

５ 占用の期間

津波避難施設の占用の期間については、５年以内の範囲で適正に定めるものとする。

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、津波避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。

６ 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

(1) 道路に関する工事に伴う津波避難施設の移転、改築、除却等の費用については占用主体が負担すること。

(2) 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。

(3) 占用主体は定期的に点検等を行い、津波避難施設の適切な維持管理に努めること。

(4) 道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。

７ その他

津波避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。

なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。